キャリアアップ助成金支給申請チェックリスト

賃金規定等共通化コース

(

チェック項目を確認し、支給申請期間内に管轄のハローワークまで提出してください。(★印は必要な場合のみ提出) 【支給申請期間=対象労働者に係る賃金規定等の適用後6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2ヶ月以内】 支給時期の目処は、労働局到着後おおむね3か月後となります。

申請事業所名

((適用事業所番号))	
	申請書類		チェック項目		
	キャリアアップ助成金支給申請書(様式第7号)		押印漏れがないこと(雇用保険手続で使用する印であること	<u>=</u>)	
	賃金規定等共通化コース内訳(様式第7号別添様式5)		事業主又は取締役の3親等以内の親族ではない	١	
	支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)		最新の様式である 労働保険料の滞納がない		
	支払方法・受取人住所届		誤払い防止のため毎回届出が必要		
	生産性要件算定シート(様式第2号)★		生産性要件を満たし、適用を受ける場合 較する会計年度が同一の場合、再提出は不要で	ਰ ਰ	
	添付書類		チェック項目		
	キャリアアップ計画書(写)		管轄労働局長の確認を受けたものである		
	賃金規定等が規定される前の就業規則等(写) ※10人未満の事業所で、監督署への届出を行っていない場合 は事業主と労働組合等の労働者代表の署名と押印のある申立 書。以下同じ。		労働基準監督署の受付印が押印されている		
	賃金規定等が規定された就業規則等(写)		労働基準監督署の受理印が押印されている		
	有期契約労働者等と正規雇用労働者が賃金規定等 の適用を受けていることを証明する労働者名簿		労働者ごと賃金規定の区分を明示している		
	対象労働者の賃金規定等適用前後の雇用契約書等 (正社員と同一する区分各1人)(写)		対象労働者が有期契約労働者等である		
	賃金規定等の適用を受ける正社員労働者の雇用契約書(有期契約労働者と同一する区分各1人)(写)				
	対象労働者の賃金台帳(上記同様同一区分各1人)(写)		賃金規定等適用前 3 ヵ月分及び適用後 6 ヵ月 の支払い状況が確認できる	分	
	対象労働者の出勤簿等(上記同様同一区分各1人)(写)		賃金規定等適用前 3 ヵ月分及び適用後 6 ヵ月 の出勤状況が確認できる	分	
	中小企業事業主であることが確認できる書類★ (登記事項証明書等、事業所確認票(様式第8号))	(中小)	企業事業主に該当する場合は各支給申請に提出が必要)		

□ 賃金規定等の適用を受ける正社員労働者の賃金台帳(同-する区分各1人)	□ 賃金規定等適用前 3 ヵ月分及び適用後 6 ヵ月分 の支払い状況が確認できる			
□ 賃金規定等の適用を受ける正社員労働者の出勤簿 等(同−する区分各1人)	□ 賃金規定等適用前 3 ヵ月分及び適用後 6 ヵ月分 の出勤状況が確認できる			
□ その他労働局長が必要と認める書類				
□ 生産性要件算定の根拠となる証拠資料★	□ 法人の事業所の場合: 損益計算書・総勘定元帳等(写) □ 個人の事業所の場合: 青色申告書決算・収支内訳書等(写) □ 伸び率が1%以上6%未満の場合: 承諾書(様式3号)			
※受理時確認項目【ハローワーク確認欄】				
ロ 上記の提出書類、チェック項目に不備がないことを確認した				
□ 申請事業所に対して、労働局から調査の連絡がある旨の説明を行った				
□ 対象労働者が、雇用保険の被保険者であることと、申請日に離職していないことを確認した				
□ 申請期間内に書類が提出されている				